

視 点

技術・職業教育とその周辺の動向

—最近の教育政策から—

佐々木 享

はじめに——教育基本法改正を許さない

最近の最も重要な教育政策の動きは、日本国憲法改正を視野に入れた教育基本法改正の動きである。この教育基本法改正に反対しこれを許さない取り組みを強めることの重要性は、いくら強調しても強調し過ぎることはない。しかしここでは、高校教育や中学校教育の問題について、とくにその職業教育や技術教育を中心に、一般のジャーナリズムでは報じられないやや細部に立ち入った問題について報告する。

小・中学校設置基準の制定

やや旧聞に属するが、まず小学校・中学校の設置基準が制定されたことについて述べる。

学校教育法第3条は「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」と規定している。実際、ほとんどすべての学校については設置基準が制定されている。

ところが小・中学校についてだけは、驚くべきことにその設置基準未制定という状況が1947年以来56年間も続き、去る2002年3月28日に至ってようやく小・中学校についても設置基準が制定された。

文部省は、小学校・中学校の設備、編制についてはそれぞれ別個の法令が定められてきたので、その間に設置基準が未制定のためにとくに困ったことはなかったと言ってきた。

しかし未制定の理由は明らかだった。とくに新制中学校は、他の学校とは異なって戦前から継承すべき遺産がなく、敗戦直後の経済

状況が極度に悪い中で全く新たに発足しなければならず、望ましい設備、編制の設置基準を制定する余裕がなかったのである。

その後は経済状況が好転して設備、編制を充実させる機会が多々あったにもかかわらず、小・中学校の教育条件は改善されないままに放置されてきた。今回は初めての機会にもかかわらず、現行水準を改善することなく、現行水準をそのまま肯定しあるいは現行水準を下回る形で設置基準が制定された。ほんの一例をあげると、現行の学校教育法施行規則でさえ、中学校の教員定数を1学級当たり2名という理想像を掲げているのに、新中学校設置基準は教員定数を1学級当たり1名という驚くべき低水準に切り下げている。現在の教育条件の水準は別の法規で担保されているので、この設置基準に基づいて教育条件が直ちに悪化するわけではないが、悪化する可能性への歯止めがなくなっていることには留意すべきであろう。中学校設置基準の水準の低さは、等しく中等学校とされている高校設置基準と対比すると明らかになる。各自で比較検討してみることをお勧めする。

高校設置基準の全部改正

2004年3月31日には高等学校設置基準の全部が改正された（施行は同4月1日）。

高等学校設置基準は、小・中学校の場合と違い、新制高校発足直前の1948年1月にその設備、編制の基準として制定された。この旧高等学校設置基準は敗戦後の占領下に制定されたもので、高校教育の水準低下をおそれた占領軍の意向が強く働き、そこには弾力的に

運用することを認める条項を含まないという特徴をもっていた。

改正点は多岐にわたっているが、その基調は抜本的ともいえる大綱化・弾力化である。地方自治体による弾力的な運用が可能になったかに見えるが、実情は高校の設備や編制などの教育水準低下への歯止めがなくなったことを意味する。例えば、高校の編制の根幹となる教員定数が著しく低くされ、弾力化という理由で生徒数に応じた実習助手の定数の定めを削除し、たんに「必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。」としたこと、養護教諭の必置規定を努力規定に変えたなどもそうである。現在は、教員や実習助手の定数は、実際にはいわゆる高校標準法の数値が基礎とされており、それが地方交付税の積算の基礎となっている。そのため、高等学校設置基準の改正により直ちに実害が生ずるとは考え難いが、財政難を理由として水準が低下されるおそれがあることを指摘しておく。

国立大学が独立法人化と地方公務員たる教職員組合——産業教育手当などの改訂

国立大学が2004年度から独立法人化した。とともに日本では大学に対する公的支出が先進国では最低水準だったが、この改革では、国立大学教員が非公務員になった他、研究費の削減、事務職員の減少など国立大学にとって教育研究条件がいっそう悪化する以外には何も得るところがない。それは結局は国民にとっても不利なのに、国立大学人以外に反対する人がほとんどないままに事態は進行してしまった。

国立大学独立法人化の影響は公立学校教員給与のあり方にも及んでいる。従来は、国立学校教職員の給与等についての人事院勧告に基づき各都道府県がいわば相対的な独自に公立学校教員の給与表等を定めてきたが、各地方自治体には拠るべき基準がなくなったので、教職員の給与等を独自に定めることとなった。

これが各都道府県教職員組合の給与闘争の最も重要な特色となった。いわば教職員組合の真価が発揮されることになったわけである。

高校の工業、農業、水産、商船の教育に従事する教員と実習助手に支給されてきた産業教育手当、いわゆる定通手当なども都道府県の条例で定めることになった。

この制度は、普通科教員との差異、商業科教員などが対象外とされるなど問題を含んでいたが、いわば黒板とチョークだけでは授業ができるないといわれる工業、農業、水産、商船の教職員については需要と供給が不均衡になることを危惧されたことが背景となって制定され、以後、これら教科の教員確保などに一定の役割を果たしてきたといえる。

産業教育手当は、筆者の知る限り、旧国立の東京工業大学工学部附属工業高校では、今年度は変化はなかった。愛知県、京都府、長野県、三重県、滋賀県、鹿児島県などや名古屋市、京都市などの政令指定都市では今年度の賃金確定闘争の議題にならなかった。

東京都では変化が著しく、組合との交渉の結果、産業教育手当は04年11月分から表のように改訂され、工業と農業・水産とでは差

定通手当が支給されている者	工業	4%
定通手当が支給されていない者	農業・水産	5%
定通手当が支給されている者	工業	6%
定通手当が支給されていない者	農業・水産	8%

がない工業については、変化が著しいので、04年11月～05年3月までは8%、05年4月～06年3月までは7%とする経過措置が採られる。定通手当も変わったが省略する。神奈川県では、夜間定時制の手当は34000円の定額制とすることで妥結、産業教育手当については「定率」にするか「定額」とするかを含めて05年度実施へ向けて検討中のこと。和歌山県、大阪府、大阪市にも来年度から改訂しようとする動きがあるという。

(技教研常任委員)